

2025年度募集要項(大学推薦)

奨学金制度の概要

1) 奨学金給付額

年額200万円、150万円または100万円

※当財団選考委員会による評価に応じて決定。他奨学金との併給不可。

※特に研究成果及び品行の優れた継続申請者(若干名)に年額250万円の給付を行うことがあります。

※学業成績が不良のとき、また法律を犯す行為だけでなく、倫理・道徳観念上、学生として不適切な行為があった場合は、給付額の減額または給付停止となることがあります。

2) 奨学期間

1年間(2025年4月～2026年3月)

※奨学期間中、所属大学に在学していることが条件です。なお、奨学期間は1年間ですが、継続申請を認めます(奨学期間は最長、最終目標とする学位取得までの最短修業年限まで)。

※秋入学秋卒業の2024年度奨学生で、2025年秋に卒業予定の人は半年間の継続申請をすることができます(標準修業年限内に修了する者に限る)。継続申請者と同様に申請書類を提出してください(給付額は「奨学金給付額」の年額の半分)。

3) 申請者の区分

1. 新規申請者：当財団から奨学金の給付を受けたことのない者

2. 継続申請者：当財団から過去に大学推薦により奨学金を給付された者

※継続申請は2024年度に成果・進展のあった者に限り認めます。

※過去に応募した際の願書を書き写した者は不採用とします。

4) 給付停止の要件

1. 退学したとき

2. 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき

3. 奨学生が原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき

4. けが、病気などのため成業の見込みがなくなったとき

5. 学業成績又は性行が不良となったとき

6. 奨学金を必要としない理由が生じたとき

7. 上記のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

8. 在学で処分を受け、学籍を失ったとき

9. その他奨学生としての資格を失ったとき

推薦対象者の資格 ※書類選考、面接、内定、認定式の時点で日本国外にいる人は推薦できません。

※以下の分野でデータサイエンスに関連する研究をしている人も対象です。

【医歯薬学系】

・博士後期課程に在籍する者及び博士後期課程への進学を希望する博士前期(修士)課程2年生(2025年4月時点)

【工学系】

・博士後期課程に在籍する者及び博士後期課程への進学を希望する博士前期(修士)課程2年生(2025年4月時点)

・人間医工学・生体材料工学、人間支援工学・医療福祉工学、生命情報学・計算科学、創薬に関わる研究等、医学・薬学に関連の深い分野の研究をしている者(研究分野の詳細はQ&Aをご覧ください)

※医学・薬学との関連(学会発表、論文などの実績を含む)が願書に明記されていない場合は選考対象外

【経営系】

・博士前期(修士)課程及び博士後期課程に在学する者

・研究科にかかわらず、経営学に関連していれば経済学など幅広い分野が対象

・経営学の基盤ができていない発展途上国出身の留学生については「国際関係学分野」も対象に含む

(1) 2025年4月1日時点で満38歳以下の私費留学生(在留資格が「留学」の者に限る)

(2) 当財団が指定する大学院の正規課程に在学する者

(3) 過去に大学推薦または直接応募で当財団に応募し不合格になったことがない者

(4) これまで直接応募で当財団の奨学生として採用されたことがない者

(5) 向学心に富み、学業優秀であり、品行方正である者

(6) 独自性のある研究、革新的な研究に携わっている者

(7) 財団に提出する書類(応募書類を含む)に対して指導教員などのしかるべき指導、チェックを受けられる者

(8) 奨学期間中に合計40日以上(出発日を含む)日本を離れない者

(9) 国際的視野を持ち、日本と各国の架け橋としてリーダーシップを発揮できる者

- (10) 学資の支弁が困難と認められる者
- (11) 当財団のイベントや奨学生のネットワークに積極的に参加し協力できる者
- (12) 日本語を学ぶ意欲のある者

※英語で書かれた願書も受け付けますが、願書及び面接において日本語への意欲が見られない場合は減点します。

- (13) 研究成果をもって社会貢献を期する者
- (14) 上記(1)～(13)の資格及びその他当財団の定める条件を満たす者

※標準修業年限内での修了が見込めない者は推薦不可
※夜間・週末の授業のみ、通信制の留学生は推薦対象外
※同じ研究室からの推薦は1人のみ

応募方法 申請サポートシステムを導入しています。願書他の「Web提出」と「郵送」の両方の手続きが必須です。

1)応募方法 ※詳細は4ページの「申請の流れ」をご覧ください。

1. <https://otsuka.yoshida-p.net/suisen/>より申請サポートシステムへ入り、「申請の流れ」に従って基本情報を入力の上、PDFにした願書(推薦状は除く)、成績証明書、日本語訳(英語で願書を記入した場合のみ)をWeb提出してください。指定されていない書類(論文など)はアップロードしないこと。

※推薦状を除く願書の全ページ(写真のあるページはカラー)がアップロードされていない場合は選考対象外となります。

※Web提出する願書にも必ず写真を貼付すること。

※願書は必ずスキャンしてPDFにすること(アプリなどで写真をPDFに加工したものは不可。横向き不可)。

※入力した基本情報と願書の内容に差異がある場合は選考対象外となります(特に氏名と研究タイトルに注意)。

Web提出のやり直しはできません。よく確認の上、提出ボタンを押してください。

2. Web提出後に通知される受付番号を指定の5カ所(「申請の流れ STEP04」参照)に記入の上、応募書類をまとめて大学の担当者に提出してください。推薦状の入った封筒にも受付番号を書いてください。

3. 大学のご担当者は以下の応募書類を取りまとめの上、事務局宛に郵送してください。

※Web提出した願書と郵送した願書に差異がある場合は選考対象外となります。

※提出された書類は、当財団の事業を遂行する目的以外には一切使用しません。

※応募書類は返却しません。

※必ず大学を通じて応募してください。応募者本人からの直接の問い合わせ、応募は受け付けません。

【送付先】 〒540-0021 大阪府大阪市中央区大手通3-2-27 大塚グループ大阪本社ビル

公益財団法人大塚敏美育英奨学財団 事務局

2)応募書類

1. 該当の奨学生願書(A4サイズで片面印刷した当財団指定用紙を使用し、ホチキス留めはしないこと)

※推薦状以外の書類はすべて応募者本人が日本語または英語で手書きすること(黒インクのペンを使うこと。消せるペン・青インクのペンは使用不可)

なお、英語で書かれた願書も受け付けますが、日本語訳の添付が必須です(日本語訳の不備、字数制限のある項目に対して日本語訳に字数が明記されていないものは選考対象外)。英語で願書を提出する場合は日本語訳についてのQ&Aを必ず参照してください。

※継続申請者は過去に応募した際の願書を書き写さないこと。前回の記述を一部でも書き写した者は選考対象外。抱負や研究内容に変更がなかったとしても、必ず新たな表現で書き起こすこと。

※指導教員、大学担当者の適切なチェックを経ていないと思われる応募書類(願書の内容及び日本語訳を含む)を提出した者は選考対象外とします。

2. 推薦状(推薦者が自筆で署名の上、密封して提出すること。推薦状が英語の場合、日本語訳の添付が必須です。)

※博士課程の学生を推薦される場合、学位論文の指導資格のある方、学位論文の完成に責任を持つ方からの推薦状が必要です。

3. 写真1枚(4.5×3.5cm、カラー、胸から上、正面で、応募前6ヵ月以内のものを願書に貼付のこと)

4. 成績証明書(履修科目、単位数、点数、評価及びその説明のあるもの。合格、不合格の評価のみのものは不可。段階評価又は点数評価された直近の年のものを送付すること。成績が出ない旨の証明書は不可。日本語学校や専門学校のものは不可)

※成績証明書は1年分必要なため、直近のものが半年分の場合はその前年のものも添付すること。

5. 在学証明書(日本語で書かれた募集開始日以降のもの。コピー不可)

6. 住民票の写し(募集開始日以降のもの。コピー不可。「国籍・地域」「在留資格等」が省略されたもの不可。マイナンバーが記載されたもの不可)

7. 奨学生願書及び成績証明書のコピー5セット

※「1. 奨学生願書」及び「4. 成績証明書」をA4サイズで片面コピー(写真貼付の願書1枚目のみカラー)したものを1セットとして、5セット同封すること。なお、ホチキス留めはしないこと。

8. 論文のコピー4セット(該当者のみ)

※出版済みの論文がある場合はそのコピーも4セット同封すること(両面コピーでホチキス留めし、自分の名前に赤ペンで下線を引くこと)。

※論文の右上に受付番号とカタカナで名前を書くこと。

※継続申請者は、昨年提出した論文は提出不要です。

3) 締切日

Web提出：2024年10月1日(火) 9時～11月21日(木) 17時

郵送：2024年11月25日(月) 15時(事務局必着)

選考、採用及び奨学金の給付について

1) 選考

国籍の多様性も重視して選考を行います。選考は書類選考と面接によって行い、採用は選考委員会を経て理事会で決定します。

なお、面接は大阪または東京で2025年2月中に行います(予定)。

2) 採用

3月末日までに採否を大学に通知します。

採用された場合、当財団指定の「確認書」の提出及び2025年7月25日(金)、26日(土)に開催する当財団認定式への出席が必須となります(半年間の継続申請採用者も同様です)。確認書提出後は、他の奨学金等を受給する目的で当奨学金を辞退することはできません。

3) 奨学金の給付

原則として年額を2回に分けて、8月と12月の一定日に本人名義の口座に直接振り込みます。

また、研究や日本語学習、国際理解に役立つ本を買う費用として図書費を給付します(金額は1万円程度を予定しています)。図書費で購入した本の読書レポートを提出していただきますので、予めご了承ください(11月頃予定)。

※半年間の継続申請採用者の奨学金の給付時期は別途定めて該当者に連絡します。図書費の給付は行わない予定です。

特 徴

(1) 奨学金は給付とし、返済の義務はありません。(虚偽の申告をした場合はこの限りではありません。)

(2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については本人の自由とします。

奨学生の義務

奨学生は以下に定める義務を履行する必要があります。

(1) 奨学生は、募集要項に規定された内容を遵守し、資格条件に抵触することがあれば速やかに届け出ること

(2) 次のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を代表理事に届け出ること

1. 休学、復学、転学又は退学したとき
2. 停学その他の処分を受けたとき
3. 氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
4. 留年又は卒業延期の恐れが生じたとき

(3) 以下の書類を代表理事に提出すること

1. 在学証明書及び生活状況報告書
2. 成績証明書

(4) 当財団主催の行事に参加すること

(5) 奨学期間終了後も定期的に当財団に近況を報告し、卒業生のネットワークに参加すること